

積立休暇制度規定

第1条(定義)

積立休暇制度とは、取得の権利が発生後2年間を経過して時効で消滅する年次有給休暇を積立保存し、この使用を認めるものである。

第2条(積立日数)

積み立てることのできる年次有給休暇の日数は、年間5日を限度とする。また、将来に渡って積み立てることができる日数の上限は10日とする。

第3条(利用目的、取得単位)

積み立てた年次有給休暇の利用目的は、次のいずれかとし、1日又は半日を単位とする。

- ①妊娠・出産
- ②養育する子の育児・看護
- ③養育する子の学校行事及び文化活動
- ④不妊治療
- ⑤介護休業規則に定める対象家族の介護
- ⑥私傷病

第4条(許可)

積み立てた年次有給休暇の利用に当たっては、所属長の許可を受けなければならない。

第5条(積立休暇の取扱い)

積立年休を取得した日は、通常の年次有給休暇と同様に有給とする。

第6条(台帳の管理)

会社は、「年次有給休暇積立台帳」を作成し、各人ごとの積立・使用状況を記録しておくものとする。
2従業員は、前項の台帳を自由に閲覧することができる。

付則

この規定は、令和 年 12 月 1 日から施行する。

積立休暇制度に関する協定書

積立休暇制度に関して、株式会社〇〇(以下「会社」という。)と株式会社〇〇従業員代表〇〇は、下記のとおり協定する。

第1条(定義)

積立休暇制度とは、取得の権利が発生後2年間を経過して時効で消滅する年次有給休暇を積立保存し、この使用を認めるものである。

第2条(積立日数)

積み立てることのできる年次有給休暇の日数は、年間5日を限度とする。また、将来に渡って積み立てることができる日数の上限は20日とする。

第3条(利用目的、取得単位)

積み立てた年次有給休暇の利用目的は、次のいずれかとし、1日又は半日を単位とする。

- (1)妊娠・出産
- (2)養育する子の育児・看護
- (3)養育する子の学校行事及び文化活動
- (4)不妊治療
- (5)介護休業規則に定める対象家族の介護
- (6)私傷病

第4条(許可)

積み立てた年次有給休暇の利用に当たっては、所属長の許可を受けなければならない。

第5条(積立休暇の取扱い)

積立年休を取得した日は、通常の年次有給休暇と同様に有給とする。

第6条(台帳の管理)

会社は、「年次有給休暇積立台帳」を作成し、各人ごとの積立・使用状況を記録しておくものとする。

②従業員は、前項の台帳を自由に閲覧することができる。

この協定は令和〇年12月1日から施行する。

令和 〇 年 11 月 15 日

株式会社 〇〇

代表取締役 〇〇 印

従業員代表 〇〇 印